

## 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

仕事と育児を両立できるように、仕事と育児との両立支援に資する制度又は措置の個別周知・意向確認の義務化及び部分休業に関する制度の拡充を次のとおり行います。

### 1 仕事と育児との両立支援のための個別の周知・意向確認

#### (1) 妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する個別の周知・意向確認

妊娠、出産等についての申出をした職員に対して、次のとおり出生時両立支援制度等(※)に関する事項の周知及び出生時両立支援制度等の利用の意向確認を個別に行います。

措置種別	措置内容
周知事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 出生時両立支援制度等の内容</li><li>・ 出生時両立支援制度等の申出先</li><li>・ 共済組合の育児時短勤務手当金等に関すること。</li></ul>
個別周知・意向確認の方法	面談、書面交付、電子メール等のいずれか ※電子メール等は、職員が希望した場合に限る。

※育児短時間勤務、部分休業、早出遅出勤務及び深夜勤務・時間外勤務の制限に関する制度、育児時間に関する制度、配偶者出産休暇等

#### (2) 3歳に満たない子を養育する職員に対する個別の周知・意向確認

3歳に満たない子を養育する職員に対して、次のとおり育児期両立支援制度等(※)に関する事項の周知及び育児期両立支援制度等の利用の意向確認を個別に行います。

措置種別	措置内容
周知事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 育児期両立支援制度等の内容</li><li>・ 育児期両立支援制度等の申出先</li></ul>
個別周知・意向確認の方法	面談、書面交付、電子メール等のいずれか ※電子メール等は、職員が希望した場合に限る。

※育児短時間勤務、部分休業、早出遅出勤務及び深夜勤務・時間外勤務の制限に関する制度、育児時間に関する制度等

## 2 部分休業に関する制度の拡充

次のとおり部分休業に関する制度を拡充します。

区 分	改正後	改正前
対象職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>常勤職員</li> <li>非常勤職員の一部（勤務日数の要件有）<u>※勤務時間数の要件を廃止</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>常勤職員</li> <li>非常勤職員の一部（勤務日数及び<u>勤務時間数の要件有</u>）</li> </ul>
対象となる子の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>常勤職員→小学校就学まで</li> <li>非常勤職員→<u>小学校就学まで</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>常勤職員→小学校就学まで</li> <li>非常勤職員→<u>3歳に達するまで</u></li> </ul>
取得パターン	<p><u>第1号部分休業</u>又は<u>第2号部分休業</u>を選択可</p> <p>【第1号部分休業】 1日につき2時間を超えない範囲内の時間（<u>取得する時間帯の制限なし</u>） ※非常勤職員は、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内の時間</p> <p>【第2号部分休業】 <u>1年につき10日相当の範囲内</u> ・常勤職員 <u>77時間30分</u> ・非常勤職員 <u>1日の勤務時間に10を乗じて得た時間</u></p>	<p>1日につき2時間を超えない範囲内の時間（<u>勤務時間の始め又は終わりに限り取得可</u>） ※非常勤職員は、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内の時間</p>
取得単位	<p>【第1号部分休業】 30分単位</p> <p>【第2号部分休業】 <u>1時間単位又は1日の勤務時間の全部</u></p>	30分単位
請求期間	<u>毎年4月1日から翌年3月31日まで</u>	
取得パターンの変更	<p><u>配偶者が負傷又は疾病により入院した等、申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、子の養育に著しい支障が生じる場合に限り変更可</u> ※変更したときは、従前の部分休業は取り消す</p>	